

武市監告示第21号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和5年12月28日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第12条、第13条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1. 監査の種類 財務監査

2. 監査の対象

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種室

対象期間 令和4年12月1日～令和5年11月30日まで

(2) 建築住宅課

対象期間 令和4年11月1日～令和5年11月30日まで

3. 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

4. 監査等の実施場所及び日程

課 名	実施場所	日 程
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種室	監査委員事務局	令和5年12月22日(金)
(2) 建築住宅課		令和5年12月25日(月)

5. 監査等の結果

(1) 監査の対象とした所管の財務事務は、おおむね法令等に適合し、正確に行われていると認められた。

(2) 勧告、指摘事項(文書勧告、文書指摘等)

特になし

(3) 指導事項(口頭による指導・改善・要望事項等)

新型コロナウイルスワクチン接種室については特になし。建築住宅課については事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。